

工事数量算出要領（施設機械設備等）読替対照表

農政部 工事数量算出要領（施設機械設備等）	農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）	備考
工事数量算出要領（施設機械設備等）の制定について 〔平成 30 年 9 月 25 日事調第 622 号 農政部長から各（総合）振興局長あて〕 令和 8 年（2026 年）10 月 1 日事調第 864 号 図書表紙 図書名称：北海道農政部農村振興局事業調整課 工事数量算出要領（施設機械設備等） 制定通知文 本通知文「工事数量算出要領（施設機械設備等）」の制定について（平成 30 年 9 月 25 日付け事調第 622 号）を適用。 第 1 章 適用範囲及び共通事項 1－1 適用範囲 工事数量算出要領（施設機械設備等）（以下「要領_____」という。）は、北海道農政部が行う農業農村整備工事に係る_____工事数量を算出する場合に適用する。 1－2 用語の定義 本要領_____で使用する用語の定義は以下のとおりとする。 「施設機械設備等価格積算要領」とは、「施設機械設備等価格積算要領の制定について_____」平成 12 年 9 月 22 日付け設計第 977 号 農政部長_____をいう。 「施設機械設備等標準歩掛」とは、「施設機械設備等標準歩掛の制定について_____」平成 12 年 9 月 22 日付け設計 第 978 号 農政部長_____をいう。 「施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛運用」とは、「施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛運用の制定について_____平成 15 年 9 月 18 日付け設計第 558 号 農政部長_____をいう。 「施設機械工事等共通仕様書」とは、「施設機械工事等共通仕様書の制定について」平成 26 年 5 月 7 日付け事調第 193 号 農政部長_____をいう。 1－3 数量計算方法 1～4【 略 】 5 施設機械工事等に付帯する土木工事及び仮設設備等については、別途定めた「<u>工事数量算出要領_____</u>」という。）を適用するものとする。 6～7【 略 】 1－4 鋼材、塗装、配管・配線の数量計算の取扱い～1－9 主要鋼材等の単位質量・全表面積【 略 】 第 2 章 用排水ポンプ設備 2－1 適用範囲 本章は施設機械設備等価格積算要領に基づく、用排水ポンプ設備の製作据付工事価格積算に必要な工事数量の算出に適用する。 なお、本章において使用する用語の定義は以下のとおりとする。 「用排水ポンプ設備」とは、「施設機械設備等標準歩掛」第 2 章 用排水ポンプ設備 第 1 適用範囲、及び 1 区分及び構成に示す設備をいう。 「標準用排水ポンプ」とは、「施設機械設備等標準歩掛」第 2 章 用排水ポンプ設備 第 1 適用範囲、及び 2 適用条件の範囲内の用排水機をいう。 2－2 用排水ポンプ設備 2－2－1 主ポンプ設備（材料）【主ポンプ設備】 1 数量算出項目 主ポンプ材料は、「施設機械設備等標準歩掛」の第 2 1 材料費により、ポンプ形式ごとに主要部材を積み上げて算出する。 2 区分【 略 】 3 数量算出方法	「土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）」の制定について 〔平成 26 年 3 月 24 日 25 農振第 2138 号 農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長あて〕 一部改正 令和 8 年 7 月 8 日 事務連絡 図書表紙 図書名称：農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事） 制定通知文 「土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）」の制定について（平成 31 年 3 月 28 日事務連絡 農村振興局整備部設計課施工企画調整室長から北海道農政部長あて 第 1 章 適用範囲及び共通事項 1－1 適用範囲 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）（以下「要領_（案）」という。）は、農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る直轄工事において、予定価格積算に用いる工事数量を算出する場合に適用する。 1－2 用語の定義 本要領_（案）で使用する用語の定義は以下のとおりとする。 「積算基準（施設機械）_____」とは、「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について」平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号 構造改善局通知をいう。 「標準歩掛（施設機械）_____」とは、「土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）について」平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 239 号 構造改善局長通知をいう。 「基準（施設機械）運用_____」とは、「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について」平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振 第 3636 号 農村振興局整備部長通知をいう。 「施設機械工事等共通仕様書」とは、「施設機械工事等共通仕様書の制定について」平成 26 年 3 月 28 日付け 25 農振第 2283 号 農村振興局長通知をいう。 1－3 数量計算方法 1～4【 略 】 5 施設機械工事等に付帯する土木工事及び仮設設備等については、別途定めた「<u>土地改良工事数量算出要領_（案）</u>（以下「算出要領（土木）」という。）を適用するものとする。 6～7【 略 】 1－4 鋼材、塗装、配管・配線の数量計算の取扱い～1－9 主要鋼材等の単位質量・全表面積【 略 】 第 2 章 用排水ポンプ設備 2－1 適用範囲 本章は積算基準（施設機械）_____に基づく、用排水ポンプ設備の製作据付工事価格積算に必要な工事数量の算出に適用する。 なお、本章において使用する用語の定義は以下のとおりとする。 「用排水ポンプ設備」とは、「標準歩掛（施設機械）_____」第 2 章 用排水ポンプ設備 第 1 適用範囲、及び 1 区分及び構成に示す設備をいう。 「標準用排水ポンプ」とは、「標準歩掛（施設機械）_____」第 2 章 用排水ポンプ設備 第 1 適用範囲、及び 2 適用条件の範囲内の用排水機をいう。 2－2 用排水ポンプ設備 2－2－1 主ポンプ設備（材料）【主ポンプ設備】 1 数量算出項目 主ポンプ材料は、「標準歩掛（施設機械）_____」の第 2 1 材料費により、ポンプ形式ごとに主要部材を積み上げて算出する。 2 区分【 略 】 3 数量算出方法	※読替対照表 の変更箇所 は朱書で記 載 一部改正通知 の文書変更

工事数量算出要領（施設機械設備等）読替対照表

農政部 工事数量算出要領（施設機械設備等）	農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）	備考
数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）【 略 】 （2）用排水機の主要部材、副部材、部品、製作補助材料は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 1 材料費 1－2 主要部材費」によるものとする。 2－2－2 フラップ弁工（材料）【主ポンプ設備】 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）標準フラップ弁とは、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 1 材料費 1－7 フラップ弁部材所要量」が適用できるフラップ弁のことであり、数量算出はこれによるものとする。 （2）【 略 】 （3）フラップ弁の主要部材は、「<u>施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛運用</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 1 材料費 1－1 主要部材費」によるものとする。 2－2－3 原動機（減速機）架台（材料）【主ポンプ駆動装置】 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）でポンプ直上に設置される原動機架台又は減速機架台（複合減速機は除く）の数量は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 1 材料費 1－8 立軸軸流・斜流ポンプの原動機（減速機）架台全部材所要量」により算出する。 （2）～（3）【 略 】 2－3 機器単体費 2－3－1 主ポンプ設備 【主ポンプ設備】 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 なお、仕様の記載については規格、材質等具体的に記載すること。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）この表にないものについては、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費」によるほか、機器単体品（製作工場で作られ、その製品が製作工場で性能・機能等の確認（品質証明が得られる）がなされ、据付工事において内部の加工等を必要としないもの）についても計上するものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－2 主配管工【主ポンプ設備】 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）この表にないものについては、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費表－2・2・1 6 機器単体品目」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－3 主弁工【主ポンプ設備】 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）1 【 略 】 （注）2 この表にないものについては、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費表－2・2・1 6 機器単体品目」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】	数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）【 略 】 （2）用排水機の主要部材、副部材、部品、製作補助材料は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 1 材料費 1－2 主要部材費」によるものとする。 2－2－2 フラップ弁工（材料）【主ポンプ設備】 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）標準フラップ弁とは、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 1 材料費 1－7 フラップ弁部材所要量」が適用できるフラップ弁のことであり、数量算出はこれによるものとする。 （2）【 略 】 （3）フラップ弁の主要部材は、「<u>基準（施設機械）運用</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 1 材料費 1－1 主要部材費」によるものとする。 2－2－3 原動機（減速機）架台（材料）【主ポンプ駆動装置】 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）でポンプ直上に設置される原動機架台又は減速機架台（複合減速機は除く）の数量は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 1 材料費 1－8 立軸軸流・斜流ポンプの原動機（減速機）架台全部材所要量」により算出する。 （2）～（3）【 略 】 2－3 機器単体費 2－3－1 主ポンプ設備 【主ポンプ設備】 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 なお、仕様の記載については規格、材質等具体的に記載すること。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）この表にないものについては、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費」によるほか、機器単体品（製作工場で作られ、その製品が製作工場で性能・機能等の確認（品質証明が得られる）がなされ、据付工事において内部の加工等を必要としないもの）についても計上するものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－2 主配管工【主ポンプ設備】 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）この表にないものについては、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費表－2・2・1 6 機器単体品目」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－3 主弁工【主ポンプ設備】 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）1 【 略 】 （注）2 この表にないものについては、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費表－2・2・1 6 機器単体品目」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】	

工事数量算出要領（施設機械設備等）読替対照表

農政部 工事数量算出要領（施設機械設備等）	農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）	備考
2－3－4 主原動機【主ポンプ駆動装置】 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）1 【 略 】 （注）2 この表にないものについては、「施設機械設備等標準歩掛」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費 表－2・2・1 6 機器単体品目」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－5 動力伝達装置【主ポンプ駆動装置】 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）1～2 【 略 】 （注）3 この表にないものについては、「施設機械設備等標準歩掛」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費 表－2・2・1 6 機器単体品目」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－6 系統機器設備 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）施設機械設備等標準歩掛第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費 表－2・2・1 6 機器単体品目に記載のある項目は機械器体費として積み上げが必要な設備であるため、機器名称、仕様を明記し数量を算出するものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－7 電源設備 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）施設機械設備等標準歩掛 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費 表－2・2・1 6 機器単体品目に記載のある項目は機械器体費として積み上げが必要な設備であるため、機器名称、仕様を明記し数量を算出するものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－8 監視操作設備 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）施設機械設備等標準歩掛 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費 表－2・2・1 6 機器単体品目に記載のある項目は機械器体費として積み上げが必要な設備であるため、機器名称、仕様を明記し数量を算出するものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－9 付属設備 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。	2－3－4 主原動機【主ポンプ駆動装置】 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）1 【 略 】 （注）2 この表にないものについては、「標準歩掛（施設機械）」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費 表－2・2・1 6 機器単体品目」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－5 動力伝達装置【主ポンプ駆動装置】 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）1～2 【 略 】 （注）3 この表にないものについては、「標準歩掛（施設機械）」 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費 表－2・2・1 6 機器単体品目」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－6 系統機器設備 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）標準歩掛（施設機械） 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費 表－2・2・1 6 機器単体品目に記載のある項目は機械器体費として積み上げが必要な設備であるため、機器名称、仕様を明記し数量を算出するものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－7 電源設備 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）標準歩掛（施設機械） 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費 表－2・2・1 6 機器単体品目に記載のある項目は機械器体費として積み上げが必要な設備であるため、機器名称、仕様を明記し数量を算出するものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－8 監視操作設備 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）標準歩掛（施設機械） 第2章 用排水ポンプ設備 第2 直接製作費 2 機器単体費 表－2・2・1 6 機器単体品目に記載のある項目は機械器体費として積み上げが必要な設備であるため、機器名称、仕様を明記し数量を算出するものとする。 3 数量算出方法【 略 】 2－3－9 付属設備 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。	

工事数量算出要領（施設機械設備等）読替対照表

農政部 工事数量算出要領（施設機械設備等）	農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）	備考
（１）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）<u>施設機械設備等標準歩掛</u> 第２章 用排水ポンプ設備 第２ 直接製作費 ２ 機器単体費 表－２・２・１ ６ 機器単体品目に記載のある項目は機械器体費として積み上げが必要な設備であるため、機器名称、仕様を明記し数量を算出するものとする。 ３ 数量算出方法【 略 】 ２－３－１ ０ 予備品・付属品工【 略 】 ２－４ 直接経費 【製作】～２－５ 輸送費【 略 】 ２－６ 直接経費 【据付】 ２－６－１ 機械経費 １ 数量算出項目【 略 】 ２ 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （１）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」の 第２章 用排水ポンプ設備 第３ 直接工事費 ５ 直接経費を標準とするが、据付条件などを勘案のうえ決定するものとする。なお、決定根拠資料を作成すること。 ３ 数量算出方法【 略 】	（１）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）<u>標準歩掛（施設機械）</u> 第２章 用排水ポンプ設備 第２ 直接製作費 ２ 機器単体費 表－２・２・１ ６ 機器単体品目に記載のある項目は機械器体費として積み上げが必要な設備であるため、機器名称、仕様を明記し数量を算出するものとする。 ３ 数量算出方法【 略 】 ２－３－１ ０ 予備品・付属品工【 略 】 ２－４ 直接経費 【製作】～２－５ 輸送費【 略 】 ２－６ 直接経費 【据付】 ２－６－１ 機械経費 １ 数量算出項目【 略 】 ２ 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （１）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」の 第２章 用排水ポンプ設備 第３ 直接工事費 ５ 直接経費を標準とするが、据付条件などを勘案のうえ決定するものとする。なお、決定根拠資料を作成すること。 ３ 数量算出方法【 略 】	
<u>工事数量算出要領（施設機械設備等）</u> 数量計算書（様式）	<u>土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）</u> 数量計算書（様式）	
用・排水ポンプ設備	用・排水ポンプ設備	
目次【 略 】	目次【 略 】	
数量計算書様式【 略 】	数量計算書様式【 略 】	
第３章 水門設備 ３－１ 適用範囲 本章は<u>施設機械設備等価格積算要領</u>に基づく、水門設備の製作据付工事価格積算に必要となる工事数量の算出に適用する。 なお、本章において使用する用語の定義は以下のとおりとする。 「水門設備」とは、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第３章 水門設備 第１ 河川・水路用水門設備 １ 適用範囲、及び１－１ 区分及び構成に示す設備をいう。 「ダム用水門設備」とは、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第３章 水門設備 第２ダム用水門設備 １適用範囲、及び１－１区分構成に示す設備をいう。 標準水門設備とは、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第３章 水門設備 第１ 河川・水路用水門設備 ２直接製作費 ２－１ 材料費」が適用できる水門設備のことであり、数量算出はこれによるものとする。 標準ダム用水門設備とは、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第３章 水門設備 第２ダム用水門設備 ２直接製作費 ２－１材料費及び２－４工場塗装費、３直接工事費 ３－１輸送費及び３－２材料費が適用できる水門設備のことであり、数量算出はこれによるものとする。 ３－２ 河川・水路用水門設備 ３－２－１ 河川・水路用水門設備（材料） １ 数量算出項目～２ 区分【 略 】 ３ 数量算出方法 数量の算出は、「第１章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （１）【 略 】 （２）水門設備の主要部材、副部材、部品、製作補助材料は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第３章 水門設備 第１ 河川・水路用水門設備 ２ 直接製作費 ２－１ 材料費によるものとする。 ３－２－２ 河川・水路用水門設備（機器単体品） １ 数量算出項目【 略 】 ２ 区分	第３章 水門設備 ３－１ 適用範囲 本章は<u>積算基準（施設機械）</u>に基づく、水門設備の製作据付工事価格積算に必要となる工事数量の算出に適用する。 なお、本章において使用する用語の定義は以下のとおりとする。 「水門設備」とは、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第３章 水門設備 第１ 河川・水路用水門設備 １ 適用範囲、及び１－１ 区分及び構成に示す設備をいう。 「ダム用水門設備」とは、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第３章 水門設備 第２ダム用水門設備 １適用範囲、及び１－１区分構成に示す設備をいう。 標準水門設備とは、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第３章 水門設備 第１ 河川・水路用水門設備 ２直接製作費 ２－１ 材料費」が適用できる水門設備のことであり、数量算出はこれによるものとする。 標準ダム用水門設備とは、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第３章 水門設備 第２ダム用水門設備 ２直接製作費 ２－１材料費及び２－４工場塗装費、３直接工事費 ３－１輸送費及び３－２材料費が適用できる水門設備のことであり、数量算出はこれによるものとする。 ３－２ 河川・水路用水門設備 ３－２－１ 河川・水路用水門設備（材料） １ 数量算出項目～２ 区分【 略 】 ３ 数量算出方法 数量の算出は、「第１章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （１）【 略 】 （２）水門設備の主要部材、副部材、部品、製作補助材料は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第３章 水門設備 第１ 河川・水路用水門設備 ２ 直接製作費 ２－１ 材料費によるものとする。 ３－２－２ 河川・水路用水門設備（機器単体品） １ 数量算出項目【 略 】 ２ 区分	

工事数量算出要領（施設機械設備等）読替対照表

農政部 工事数量算出要領（施設機械設備等）	農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）	備考
区分は、機器名称、仕様とする。 （１）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）この表にないものについては、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u> 第３章 水門設備 第１河川・水路用水門設備 ２直接製作費 ２－２ 機器単体費」によるものとする。 ３ 数量算出方法【 略 】 ３－２－３ 河川・水路用水門設備（塗装） １ 数量算出項目～２ 区分【 略 】 ３ 数量算出方法 数量の算出は、「第１章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （１）水門設備の工場塗装は、率計上であるため数量算出は省略し、１ 式表記とする。 現場塗装が必要な場合は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第３章 水門設備 第１ 河川・水路用水門設備 ３ 直接工事費 ３－４現場塗装費によるものとする。 （２）【 略 】 ３－２－４ 河川・水路用水門設備（輸送費）～３－２－５ 河川・水路用水門設備（据付材料）【 略 】 ３－２－６ 河川・水路用水門設備（直接経費） １ 数量算出項目【 略 】 ２ 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （１）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第３章 水門設備第１ 河川・水路用水門設備 ３ 直接工事費 ３－５ 直接経費」を標準とするが、据付条件などを勘案のうえ決定するものとする。なお、決定根拠資料を作成すること。 ３ 数量算出方法【 略 】 ３－２－７ 河川・水路用水門設備（直接経費：二次コンクリート及び型枠費） １ 材料数量算出項目【 略 】 ２ 数量算出方法 数量の算出については、<u>工事数量算出要領</u>の第１章 適用範囲及び共通事項の１－３数量計算の単位及び数位及び１－４設計書明細数量の単位及び数位を確認するものとする。 ３－２－８ 河川・水路用水門設備【小形水門】（直接経費：二次コンクリート及び型枠費） １ 材料数量算出項目【 略 】 ２ 数量算出方法 「施工単価パッケージ型積算基準（土木工事）」により算出する場合は、<u>工事数量算出要領</u>の第１章 適用範囲及び共通事項の１－３ 数量計算の単位及び数位及び１－４ 設計書明細数量の単位及び数位を確認するものとする。	区分は、機器名称、仕様とする。 （１）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）この表にないものについては、「<u>標準歩掛（施設機械）</u> 第３章 水門設備 第１河川・水路用水門設備 ２直接製作費 ２－２ 機器単体費」によるものとする。 ３ 数量算出方法【 略 】 ３－２－３ 河川・水路用水門設備（塗装） １ 数量算出項目～２ 区分【 略 】 ３ 数量算出方法 数量の算出は、「第１章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （１）水門設備の工場塗装は、率計上であるため数量算出は省略し、１ 式表記とする。 現場塗装が必要な場合は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第３章 水門設備 第１ 河川・水路用水門設備 ３ 直接工事費 ３－４現場塗装費によるものとする。 （２）【 略 】 ３－２－４ 河川・水路用水門設備（輸送費）～３－２－５ 河川・水路用水門設備（据付材料）【 略 】 ３－２－６ 河川・水路用水門設備（直接経費：機械経費） １ 数量算出項目【 略 】 ２ 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （１）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第３章 水門設備第１ 河川・水路用水門設備 ３ 直接工事費 ３－５ 直接経費」を標準とするが、据付条件などを勘案のうえ決定するものとする。なお、決定根拠資料を作成すること。 ３ 数量算出方法【 略 】 ３－２－７ 河川・水路用水門設備（直接経費：二次コンクリート及び型枠費） １ 材料数量算出項目【 略 】 ２ 数量算出方法 数量の算出については、<u>土地改良工事数量算出要領（案）</u>の第１章 適用範囲及び共通事項の１－３数量計算の単位及び数位及び１－４設計書明細数量の単位及び数位を確認するものとする。 ３－２－８ 河川・水路用水門設備【小形水門】（直接経費：二次コンクリート及び型枠費） １ 材料数量算出項目【 略 】 ２ 数量算出方法 「施工単価パッケージ型積算基準（土木工事）」により算出する場合は、<u>土地改良工事数量算出要領（案）</u>の第１章 適用範囲及び共通事項の１－３ 数量計算の単位及び数位及び１－４ 設計書明細数量の単位及び数位を確認するものとする。	
<u>工事数量算出要領（施設機械設備等）</u> 数量計算書（様式） 河川・水路用水門設備 目次【 略 】 数量計算書様式【 略 】	<u>土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）</u> 数量計算書（様式） 河川・水路用水門設備 目次【 略 】 数量計算書様式【 略 】	
３－３ ダム用水門設備 ３－３－１ ダム用水門設備（材料） １ 数量算出項目～２ 区分【 略 】 ３ 数量算出方法 数量の算出は、「第１章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （１）【 略 】 （２）ダム用水門設備の主要部材、副部材、部品、製作補助材料は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第３章 水門設備 第２ ダム用水門設備 ２ 直接製作費 ２－１ 材料費によるものとする。	３－３ ダム用水門設備 ３－３－１ ダム用水門設備（材料） １ 数量算出項目～２ 区分【 略 】 ３ 数量算出方法 数量の算出は、「第１章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （１）【 略 】 （２）ダム用水門設備の主要部材、副部材、部品、製作補助材料は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第３章 水門設備 第２ ダム用水門設備 ２ 直接製作費 ２－１ 材料費によるものとする。	

工事数量算出要領（施設機械設備等）読替対照表

農政部 工事数量算出要領（施設機械設備等）	農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）	備考
3－3－2 ダム用水門設備（機器単体品） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）この表にないものについては、「施設機械設備等価格積算要領第3章 水門設備 第2 ダム用水門設備 2 直接製作費 2－2 機器単体費」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 3－3－3 ダム用水門設備（塗装） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）ダム用水門設備の工場塗装は、「施設機械設備等標準歩掛」第3章 水門設備 第2ダム用水門設備2直接製作費 2－4 工場塗装費、2－5 ステンレス鋼表面処理費、現場塗装は「施設機械設備等標準歩掛」第7章塗装による。 （2）【 略 】 3－3－4 ダム用水門設備（輸送費）～3－3－5 ダム用水門設備（据付材料）【 略 】 3－3－6 ダム用水門設備（直接経費） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については、「施設機械設備等標準歩掛第3章 水門設備 第2ダム用水門設備 3 直接工事費 3－6 直接経費」を標準とするが、運転時間等は据付条件などを勘案のうえ決定する。 なお、決定根拠資料を作成すること。 組立架台を用いる場合、基礎価格を積上することから、部材所要量を「鋼製付属設備」に準じて算出する。 3 数量算出方法【 略 】	3－3－2 ダム用水門設備（機器単体品） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）この表にないものについては、「積算基準（施設機械）_____」第3章 水門設備 第2 ダム用水門設備 2 直接製作費 2－2 機器単体費」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 3－3－3 ダム用水門設備（塗装） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）ダム用水門設備の工場塗装は、「標準歩掛（施設機械）_____」第3章 水門設備 第2ダム用水門設備2直接製作費 2－4 工場塗装費、2－5 ステンレス鋼表面処理費、現場塗装は「標準歩掛（施設機械）_____」第7章塗装による。 （2）【 略 】 3－3－4 ダム用水門設備（輸送費）～3－3－5 ダム用水門設備（据付材料）【 略 】 3－3－6 ダム用水門設備（直接経費） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については、「標準歩掛（施設機械）_____」第3章 水門設備 第2ダム用水門設備 3 直接工事費 3－6 直接経費」を標準とするが、運転時間等は据付条件などを勘案のうえ決定する。 なお、決定根拠資料を作成すること。 組立架台を用いる場合、基礎価格を積上することから、部材所要量を「鋼製付属設備」に準じて算出する。 3 数量算出方法【 略 】	
工事数量算出要領（施設機械設備等） 数量計算書（様式） ダム用水門設備 目次【 略 】 数量計算書様式【 略 】	土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事） 数量計算書（様式） ダム用水門設備 目次【 略 】 数量計算書様式【 略 】	
3－4 小容量放流設備用ゲート・バルブ 3－4－1 小容量放流設備用ゲート・バルブ（材料） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）【 略 】 （2）ダム用水門設備の主要部材、副部材、部品、製作補助材料は、「施設機械設備等標準歩掛」第3章 水門設備 第2 ダム用水門設備 2 直接製作費 2－1 材料費によるものとする。	3－4 小容量放流設備用ゲート・バルブ 3－4－1 小容量放流設備用ゲート・バルブ（材料） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）【 略 】 （2）ダム用水門設備の主要部材、副部材、部品、製作補助材料は、「標準歩掛（施設機械）_____」第3章 水門設備 第2 ダム用水門設備 2 直接製作費 2－1 材料費によるものとする。	
3－4－2 小容量放流設備用ゲート・バルブ（機器単体品） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表	3－4－2 小容量放流設備用ゲート・バルブ（機器単体品） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表	

3－4－2 小容量放流設備用ゲート・バルブ（機器単体品）

1 数量算出項目【 略 】

2 区分

区分は、機器名称、仕様とする。

（1）数量算出項目及び区分一覧表

工事数量算出要領（施設機械設備等）読替対照表

農政部 工事数量算出要領（施設機械設備等）	農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）	備考
表【 略 】 （注）この表にないものについては、「<u>施設機械設備等価格積算要領</u>第3章 水門設備 第2 ダム用水門設備 2 直接製作費 2－2 機器単体費」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 3－4－3 小容量放流設備用ゲート・バルブ（塗装） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるものとする。 （1）小容量放流設備用ゲート・バルブの工場塗装は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第3章 水門設備 第2ダム用水門 2直接製作費 2－4工場塗装費、2－5ステンレス鋼表面処理費、現場塗装は「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第7章塗装による。 （2）【 略 】 3－4－4 小容量放流設備用ゲート・バルブ（輸送費）【 略 】 3－4－5 小容量放流設備用ゲート・バルブ（据付材料）【 略 】 3－4－6 小容量放流設備用ゲート・バルブ（直接経費） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については「<u>施設機械設備等標準歩掛</u> 第3章 水門設備 第2 ダム用水門設備 3 直接工事費 3－6 直接経費」を標準とするが、据付条件などを勘案のうえ決定する。なお、決定根拠資料を作成すること。 組立架台を用いる場合、基礎価格を積上することから、部材所要量を「鋼製付属設備」に準じて算出する。 3 数量算出方法【 略 】 <u>工事数量算出要領（施設機械設備等）</u> 数量計算書（様式） 小容量放流設備用ゲート・バルブ 目次【 略 】 数量計算書様式【 略 】 第4章 除塵設備 4－1 適用範囲 本章は<u>施設機械設備等価格積算要領</u>に基づく、除塵設備の製作据付工事価格積算に必要な工事数量の算出に適用する。 なお、本章において使用する用語の定義は以下のとおりとする。 「除塵設備」とは、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第4章 除塵設備 第1 適用範囲、及び1区分及び構成に示す設備をいう。 「標準除塵設備」とは、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第4章 除塵設備 第1 適用範囲の除塵設備をいう。 4－2 除塵設備 4－2－1 除塵設備（材料） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）【 略 】 （2）除塵設備の主要部材、副部材、部品、製作補助材料は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第4章 除塵設備 第2 直接製作費 1 材料費によるものとする。 4－2－2 除塵設備（機器単体品）	表【 略 】 （注）この表にないものについては、「<u>積算基準（施設機械）</u>」第3章 水門設備 第2 ダム用水門設備 2 直接製作費 2－2 機器単体費」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 3－4－3 小容量放流設備用ゲート・バルブ（塗装） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるものとする。 （1）小容量放流設備用ゲート・バルブの工場塗装は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第3章 水門設備 第2ダム用水門 2直接製作費 2－4工場塗装費、2－5ステンレス鋼表面処理費、現場塗装は「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第7章塗装による。 （2）【 略 】 3－4－4 小容量放流設備用ゲート・バルブ（輸送費）【 略 】 3－4－5 小容量放流設備用ゲート・バルブ（据付材料）【 略 】 3－4－6 小容量放流設備用ゲート・バルブ（直接経費） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第3章 水門設備 第2 ダム用水門設備 3 直接工事費 3－6 直接経費」を標準とするが、据付条件などを勘案のうえ決定する。なお、決定根拠資料を作成すること。 組立架台を用いる場合、基礎価格を積上することから、部材所要量を「鋼製付属設備」に準じて算出する。 3 数量算出方法【 略 】 <u>土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）</u> 数量計算書（様式） 小容量放流設備用ゲート・バルブ 目次【 略 】 数量計算書様式【 略 】 第4章 除塵設備 4－1 適用範囲 本章は<u>積算基準（施設機械）</u>に基づく、除塵設備の製作据付工事価格積算に必要な工事数量の算出に適用する。 なお、本章において使用する用語の定義は以下のとおりとする。 「除塵設備」とは、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第4章 除塵設備 第1 適用範囲、及び1区分及び構成に示す設備をいう。 「標準除塵設備」とは、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第4章 除塵設備 第1 適用範囲の除塵設備をいう。 4－2 除塵設備 4－2－1 除塵設備（材料） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）【 略 】 （2）除塵設備の主要部材、副部材、部品、製作補助材料は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第4章 除塵設備 第2 直接製作費 1 材料費によるものとする。 4－2－2 除塵設備（機器単体品）	

工事数量算出要領（施設機械設備等）読替対照表

農政部 工事数量算出要領（施設機械設備等）	農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）	備考
1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）この表にないものについては、「<u>施設機械設備等価格積算要領</u>第4章 除塵設備 第2 直接製作費 2 機器単体費」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 4－2－3 除塵設備（塗装） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）除塵設備の工場塗装は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第4章 除塵設備 第2 直接製作費 4 工場塗装費、現場塗装は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第4章 除塵設備 第3 直接工事費 4 現場塗装費によるものとする。 （2）【 略 】 4－2－4 除塵設備（輸送費）【 略 】 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、車両規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、次によるものとする。 （1）標準除塵設備を適用できる場合は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第4章 除塵設備 第3 直接工事費 1 輸送費により算出する。 （2）【 略 】 4－2－5 除塵設備（据付材料）【 略 】 4－2－6 除塵設備（直接経費） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については「<u>施設機械設備等標準歩掛</u> 第4章 除塵設備 第3 直接工事費 5直接経費 」を標準とするが、据付条件などを勘案のうえ決定するものとする。なお、決定根拠資料を作成すること。 3 数量算出方法【 略 】 工事数量算出要領（施設機械設備等）数量計算書（様式） 除塵設備 目次【 略 】 数量計算書様式【 略 】 第5章 鋼製付属設備 5－1 適用範囲 本章は<u>施設機械設備等価格積算要領</u>に基づく、鋼製付属設備の製作据付工事価格積算に必要となる工事数量の算出に適用する。 なお、本章において使用する用語の定義は以下のとおりとする。	1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）この表にないものについては、「<u>積算基準（施設機械）</u> 第4章 除塵設備 第2 直接製作費 2 機器単体費」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 4－2－3 除塵設備（塗装） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）除塵設備の工場塗装は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第4章 除塵設備 第2 直接製作費 4 工場塗装費、現場塗装は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第4章 除塵設備 第3 直接工事費 4 現場塗装費によるものとする。 （2）【 略 】 4－2－4 除塵設備（輸送費） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、車両規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、次によるものとする。 （1）標準除塵設備を適用できる場合は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第4章 除塵設備 第3 直接工事費 1 輸送費により算出する。 （2）【 略 】 4－2－5 除塵設備（据付材料）【 略 】 4－2－6 除塵設備（直接経費） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については「<u>標準歩掛（施設機械）</u> 第4章 除塵設備 第3 直接工事費 5直接経費 」を標準とするが、据付条件などを勘案のうえ決定するものとする。なお、決定根拠資料を作成すること。 3 数量算出方法【 略 】 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）数量計算書（様式） 除塵設備 目次【 略 】 数量計算書様式【 略 】 第5章 鋼製付属設備 5－1 適用範囲 本章は<u>積算基準（施設機械）</u>に基づく、鋼製付属設備の製作据付工事価格積算に必要となる工事数量の算出に適用する。 なお、本章において使用する用語の定義は以下のとおりとする。	

工事数量算出要領（施設機械設備等）読替対照表

農政部 工事数量算出要領（施設機械設備等）	農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）	備考
「鋼製付属設備」とは、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第6章 鋼製付属設備 第1 適用範囲、及び1 区分及び内容に示す設備をいう。 「標準鋼製付属設備」とは、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第6章 鋼製付属設備 第2 直接製作費 3-1 標準製作工数の適用範囲のことであり、鋼製付属設備の数量算出は、適用範囲によらず全て数量算出を行うものとする。 5－2 鋼製付属設備 5－2－1 鋼製付属設備（材料） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか次によるものとする。 （1）鋼製付属設備の直接部材、部品、製作補助材料については、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第6章 鋼製付属設備 第2 直接製作費 1 材料費」により算出する。 5－2－2 鋼製付属設備（機械単体品） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、設備区分、機器単体品名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）設備製作に当って、ほとんど加工せずに設備に組み込むことが出来る機器、また、単体製品でそのまま設備の構成要素となる機器である。 鋼製付属設備の機器単体品については、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第6章鋼製付属設備 第2 直接製作費 2 機器単体費」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 5－2－3 鋼製付属設備（塗装） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）工場塗装は「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第5章 鋼製付属設備 第2直接製作費 4工場塗装費、現場塗装は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第5章 鋼製付属設備 第3直接工事費 4現場塗装費によるものとする。 5－2－4 鋼製付属設備（輸送費）【 略 】 5－2－5 鋼製付属設備（据付材料）【 略 】 5－2－6 鋼製付属設備（直接経費） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第6章鋼製付属設備 第3 直接工事費 5直接経費」を標準とするが、据付条件などを勘案のうえ決定するものとする。なお、決定根拠資料を作成すること。 3 数量算出方法【 略 】	「鋼製付属設備」とは、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第6章 鋼製付属設備 第1 適用範囲、及び1 区分及び内容に示す設備をいう。 「標準鋼製付属設備」とは、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第6章 鋼製付属設備 第2 直接製作費 3-1 標準製作工数の適用範囲のことであり、鋼製付属設備の数量算出は、適用範囲によらず全て数量算出を行うものとする。 5－2 鋼製付属設備 5－2－1 鋼製付属設備（材料） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか次によるものとする。 （1）鋼製付属設備の直接部材、部品、製作補助材料については、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第6章 鋼製付属設備 第2 直接製作費 1 材料費」により算出する。 5－2－2 鋼製付属設備（機械単体品） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、設備区分、機器単体品名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）設備製作に当って、ほとんど加工せずに設備に組み込むことが出来る機器、また、単体製品でそのまま設備の構成要素となる機器である。 鋼製付属設備の機器単体品については、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第6章鋼製付属設備 第2 直接製作費 2 機器単体費」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 5－2－3 鋼製付属設備（塗装） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）工場塗装は「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第5章 鋼製付属設備 第2直接製作費 4工場塗装費、現場塗装は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第5章 鋼製付属設備 第3直接工事費 4現場塗装費によるものとする。 5－2－4 鋼製付属設備（輸送費）【 略 】 5－2－5 鋼製付属設備（据付材料）【 略 】 5－2－6 鋼製付属設備（直接経費） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第6章鋼製付属設備 第3 直接工事費 5直接経費」を標準とするが、据付条件などを勘案のうえ決定するものとする。なお、決定根拠資料を作成すること。 3 数量算出方法【 略 】	
<u>工事数量算出要領（施設機械設備等）</u> 数量計算書（様式）	<u>土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）</u> 数量計算書（様式）	
鋼製付属設備	鋼製付属設備	
目次【 略 】	目次【 略 】	
数量計算書様式【 略 】	数量計算書様式【 略 】	
<u>第6章 水管橋</u> 6－1 適用範囲 本章は施設機械設備等価格積算要領に基づく、水管橋の製作据付工事価格積算に必要となる工事数量の計算に適	<u>第6章 水管橋</u> 6－1 適用範囲 本章は積算基準（施設機械）に基づく、水管橋の製作据付工事価格積算に必要となる工事数量の計算に適	

工事数量算出要領（施設機械設備等）読替対照表

農政部 工事数量算出要領（施設機械設備等）	農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）	備考
用する。 なお、本章において使用する用語の定義は以下のとおりとする。 「水管橋」とは、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第8章 水管橋 第1 適用範囲、及び1 区分及び構成に示す設備をいう。 「標準水管橋」とは、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第8章 水管橋 第1 適用範囲、及び2 適用条件の範囲内の水管橋をいう。 6－2 水管橋 6－2－1 水管橋（材料） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）【 略 】 （2）水管橋の部材、部品、製作補助材料は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第8章 水管橋 第2 直接製作費 1 材料費」によるものとする。 6－2－2 水管橋（機器単体品） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）この表にないものについては、「<u>施設機械設備等価格積算要領</u>」第8章 水管橋 第2 直接製作費 2 機器単体費」によるものとする。なお、落橋防止装置については加工部分を除くものとする。 3 数量算出方法【 略 】 6－2－3 水管橋（塗装） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）工場塗装は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第8章 水管橋 第2 直接製作費 4 工場防食費」、現場塗装は、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第8章 水管橋 第3 直接工事費 4 現場塗装費」によるものとする。 （2）【 略 】 6－2－4 水管橋（輸送費）【 略 】 6－2－5 水管橋（据付材料）【 略 】 6－2－6 水管橋（直接経費） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」第8章 水管橋 第3 直接工事費 5直接経費」を標準とするが、据付条件などを勘案のうえ決定するものとする。 なお、決定根拠資料を作成すること。 3 数量算出方法【 略 】 <u>工事数量算出要領（施設機械設備等）</u> 数量計算書（様式） 水管橋 目次【 略 】 数量計算書様式【 略 】 第7章 電気通信設備	用する。 なお、本章において使用する用語の定義は以下のとおりとする。 「水管橋」とは、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第8章 水管橋 第1 適用範囲、及び1 区分及び構成に示す設備をいう。 「標準水管橋」とは、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第8章 水管橋 第1 適用範囲、及び2 適用条件の範囲内の水管橋をいう。 6－2 水管橋 6－2－1 水管橋（材料） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）【 略 】 （2）水管橋の部材、部品、製作補助材料は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第8章 水管橋 第2 直接製作費 1 材料費」によるものとする。 6－2－2 水管橋（機器単体品） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機器名称、仕様とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）この表にないものについては、「<u>積算基準（施設機械）</u>」第8章 水管橋 第2 直接製作費 2 機器単体費」によるものとする。なお、落橋防止装置については加工部分を除くものとする。 3 数量算出方法【 略 】 6－2－3 水管橋（塗装） 1 数量算出項目～2 区分【 略 】 3 数量算出方法 数量の算出は、「第1章 適用範囲及び共通事項」によるほか、次によるものとする。 （1）工場塗装は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第8章 水管橋 第2 直接製作費 4 工場防食費」、現場塗装は、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第8章 水管橋 第3 直接工事費 4 現場塗装費」によるものとする。 （2）【 略 】 6－2－4 水管橋（輸送費）【 略 】 6－2－5 水管橋（据付材料）【 略 】 6－2－6 水管橋（直接経費） 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、機械器具名称、規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）クレーン、電気溶接機等の規格、運転日数については「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」第8章 水管橋 第3 直接工事費 5直接経費」を標準とするが、据付条件などを勘案のうえ決定するものとする。 なお、決定根拠資料を作成すること。 3 数量算出方法【 略 】 <u>土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）</u> 数量計算書（様式） 水管橋 目次【 略 】 数量計算書様式【 略 】 第7章 電気通信設備	

工事数量算出要領（施設機械設備等）読替対照表

農政部 工事数量算出要領（施設機械設備等）	農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）	備考
7－1 適用範囲 本章は<u>施設機械設備等価格積算要領</u>に基づく、電気通信設備の工事価格積算に必要となる工事数量の算出に適用する。 なお、ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等に設置される施設機械設備に付帯する電気設備において、別途規定がある場合を除き適用する。 また、本章において使用する用語の定義は以下のとおりとする。 「電気通信設備」とは、「<u>施設機械設備等標準歩掛</u>」 第9章 電気通信設備 第1 適用範囲、及び1 区分及び構成に示す設備をいう。 7－2 電気通信設備（機器製作工）【 略 】 7－3 電気通信設備（機器据付工） 7－3－1 輸送費 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、車両規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）<u>施設機械設備等価格積算要領及び施設機械設備等価格積算要領・標準歩掛運用第2章電気通信設備工事（参考資料） 第1 一般共通 3 据付工事価格 3－1 直接工事費</u>に示されている輸送費算定式を適用出来る場合は、輸送質量及び移送距離から算定式により輸送費を算出するため、数量算出は省略し、1式表記とする。 輸送費算定式を適用できない場合は、車両規格、台数を算出し記載する。 3 数量算出方法【 略 】 7－3－2 受変電設備工～7－3－4 水管理設備工【 略 】 7－4 電気通信設備（照明設備工） 7－4－1 照明設備工 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、施工場所、作業、項目、名称、規格とする。 （1）～（3）【 略 】 （4）項目、名称及び単位区分は、次のとおりとする。 表【 略 】 （注）1【 略 】 （注）2 照明灯基礎は、「<u>土地改良事業等工事積算基準</u>」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 7－5 電気通信設備（共通設備工） 7－5－1 配管工 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、設備、施工場所、作業、施工方法、種別、名称、規格とする。 （1）～（5）【 略 】 （6）種別、名称及び単位区分は、次のとおりとする。 表【 略 】 （注）1【 略 】 （注）2 配管土工は、「<u>土地改良事業等工事積算基準</u>」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 7－5－2 配線工【 略 】 7－5－3 配線器具等設置工 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、設備、施工場所、作業、施工方法、種別、名称、規格とする。 （1）～（5）【 略 】 （6）種別、名称及び単位区分は、次のとおりとする。 表【 略 】 （注）1【 略 】	7－1 適用範囲 本章は<u>積算基準（施設機械）</u>に基づく、電気通信設備の工事価格積算に必要となる工事数量の算出に適用する。 なお、ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等に設置される施設機械設備に付帯する電気設備において、別途規定がある場合を除き適用する。 また、本章において使用する用語の定義は以下のとおりとする。 「電気通信設備」とは、「<u>標準歩掛（施設機械）</u>」 第9章 電気通信設備 第1 適用範囲、及び1 区分及び構成に示す設備をいう。 7－2 電気通信設備（機器製作工）【 略 】 7－3 電気通信設備（機器据付工） 7－3－1 輸送費 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、車両規格とする。 （1）数量算出項目及び区分一覧表 表【 略 】 （注）<u>積算基準</u>及び<u>標準歩掛の参考資料（施設機械） 第2章電気通信設備工事（参考資料） 第1 一般共通 3 据付工事価格 3－1 直接工事費</u>に示されている輸送費算定式を適用出来る場合は、輸送質量及び移送距離から算定式により輸送費を算出するため、数量算出は省略し、1式表記とする。 輸送費算定式を適用できない場合は、車両規格、台数を算出し記載する。 3 数量算出方法【 略 】 7－3－2 受変電設備工～7－3－4 水管理設備工【 略 】 7－4 電気通信設備（照明設備工） 7－4－1 照明設備工 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、施工場所、作業、項目、名称、規格とする。 （1）～（3）【 略 】 （4）項目、名称及び単位区分は、次のとおりとする。 表【 略 】 （注）1【 略 】 （注）2 照明灯基礎は、「<u>土地改良工事積算基準（土木工事）</u>」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 7－5 電気通信設備（共通設備工） 7－5－1 配管工 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、設備、施工場所、作業、施工方法、種別、名称、規格とする。 （1）～（5）【 略 】 （6）種別、名称及び単位区分は、次のとおりとする。 表【 略 】 （注）1【 略 】 （注）2 配管土工は、「<u>土地改良工事積算基準（土木工事）</u>」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 7－5－2 配線工【 略 】 7－5－3 配線器具等設置工 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、設備、施工場所、作業、施工方法、種別、名称、規格とする。 （1）～（5）【 略 】 （6）種別、名称及び単位区分は、次のとおりとする。 表【 略 】 （注）1【 略 】	

工事数量算出要領（施設機械設備等）読替対照表

農政部 工事数量算出要領（施設機械設備等）	農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）	備考
（注）2 ハンドホール土工は、「<u>土地改良事業等工事積算基準</u>」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 7－5－4 建柱及び支線設置工 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、設備、施工場所、作業、施工方法、種別、名称、規格とする。 （1）～（4）【 略 】 （5）種別、名称及び単位区分は、次のとおりとする。 表【 略 】 （注）1【 略 】 （注）2 建柱土工（標準外根入）は、「<u>土地改良事業等工事積算基準</u>」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 7－5－5 接地工～7－5－6避雷設備工 【 略 】 <u>工事数量算出要領（施設機械設備等）</u> 数量計算書（様式） 電気通信設備 目次【 略 】 数量計算書様式【 略 】	（注）2 ハンドホール土工は、「<u>土地改良工事積算基準（土木工事）</u>」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 7－5－4 建柱及び支線設置工 1 数量算出項目【 略 】 2 区分 区分は、設備、施工場所、作業、施工方法、種別、名称、規格とする。 （1）～（4）【 略 】 （5）種別、名称及び単位区分は、次のとおりとする。 表【 略 】 （注）1【 略 】 （注）2 建柱土工（標準外根入）は、「<u>土地改良工事積算基準（土木工事）</u>」によるものとする。 3 数量算出方法【 略 】 7－5－5 接地工～7－5－6避雷設備工 【 略 】 <u>土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）</u> 数量計算書（様式） 電気通信設備 目次【 略 】 数量計算書様式【 略 】	